

30農振第2103号
平成30年10月24日

北海道開発局農業水産部長 殿

農村振興局整備部長

国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について

「平成30年地方分権改革提案募集」において、かんがい排水事業における事業計画の変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルールの特化が提案されたところである。

これまでも、かんがい排水事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の創出等の必要が生じた場合、受益地からの除外を行ってきたところであるが、今回の提案を受けて、受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件及び変更手続並びに補助金返還等について整理したので、別紙を参考としつつ、下記事項について適切に運用されたい。

また、都道府県、市町村、土地改良区等の貴局管内関係機関に対しても、同様の対応が図られるよう周知されたい。

なお、農地を農地以外として利用する場合の手続については、農地法（昭和27年法律第229号）の規定によるため、留意されたい。

記

第1 受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件

国営かんがい排水事業等の線的整備を主とする国営土地改良事業（以下、「国営かんがい排水事業等」という。）において、受益面積の変更を要因とする土地改良事業計画の変更手続は、昭和40年12月20日付40農地C第389号（技）農林事務次官通知「国営土地改良事業計画変更取扱要領」第1の（1）に定める要件に該当する場合に行う。

第2 国営かんがい排水事業等の受益面積の変更に関する手続

- 1 土地改良事業の受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、市町村・土地改良区等に対し、当該農地を受益地から除外する旨の申出を行う。
- 2 市町村・土地改良区等は、当該農地の位置やその面積、用水配分への影響等を勘案したうえで、調整が整った場合には、遅滞なく、当該農地を受益地から除外する旨を、当該土地改良事業の実施を所管する国営事業所又は土地改良調査管理事務所（以下、「国営事業所等」という。）に報告するものとする。国営事業所等は、この報告をもって、当該農地を受益地から除外されたものと整理する。

なお、受益地からの除外を要望する者と土地改良区等との調整に当たっては、当該農地が属する土地改良区において、受益地からの除外に係る手続が別途必要となることについて留意されたい。

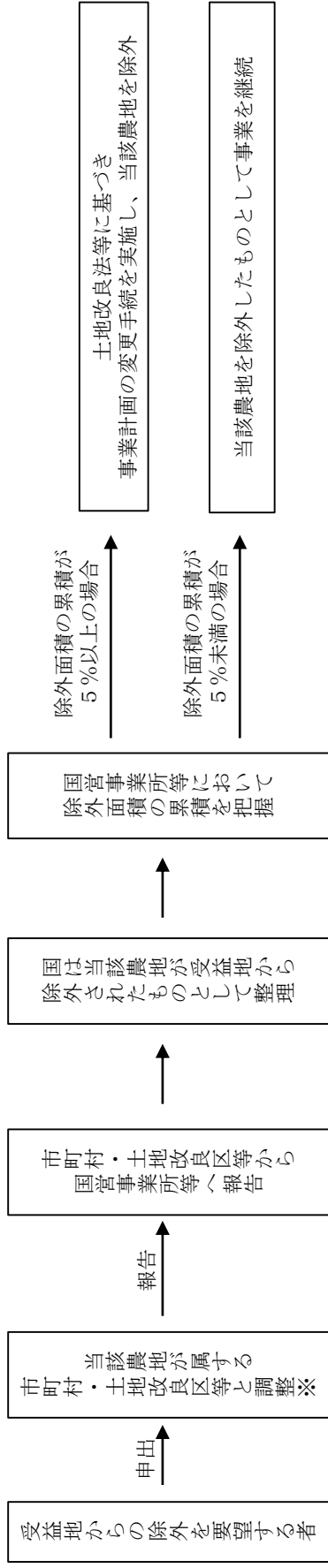
- 3 国営事業所等は、2の報告により、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%以上となることを見込まれる場合には、既に除外されたものと整理された受益地の変更に係る土地改良事業計画の変更を実施されたい。
- 4 国営事業所等は、2の報告によってもなお、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%に満たない場合には、当該農地が受益地から除外されたものとして、受益面積の変動が事業対象施設の規模等に与える影響を勘案したうえで、事業を実施するものとする。

第3 補助金の返還

事業実施中に受益地から除外した場合の補助金返還については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、受益地からのまとまった面積の除外により、改修後の施設の利用が見込まれなくなるなど、補助金等の交付目的が達成できなくなる場合には、補助金返還が生じることとなるので、補助金等の交付目的の達成に影響が生じないよう留意されたい。

なお、昭和44年5月24日44農地A第826号事務次官通知「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」及び昭和44年5月24日44農地A第827号農地局長通知「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領の制定等について」については、当該農地局長通知別紙1の2（1）ただし書により、事業実施中であっても、一部の工事が完了し、地方農政局長等がその完了の年度の翌年度から8年の期間を起算すべき旨を定めた場合には、その定めによるとされ、両通知が適用されるので、留意されたい。

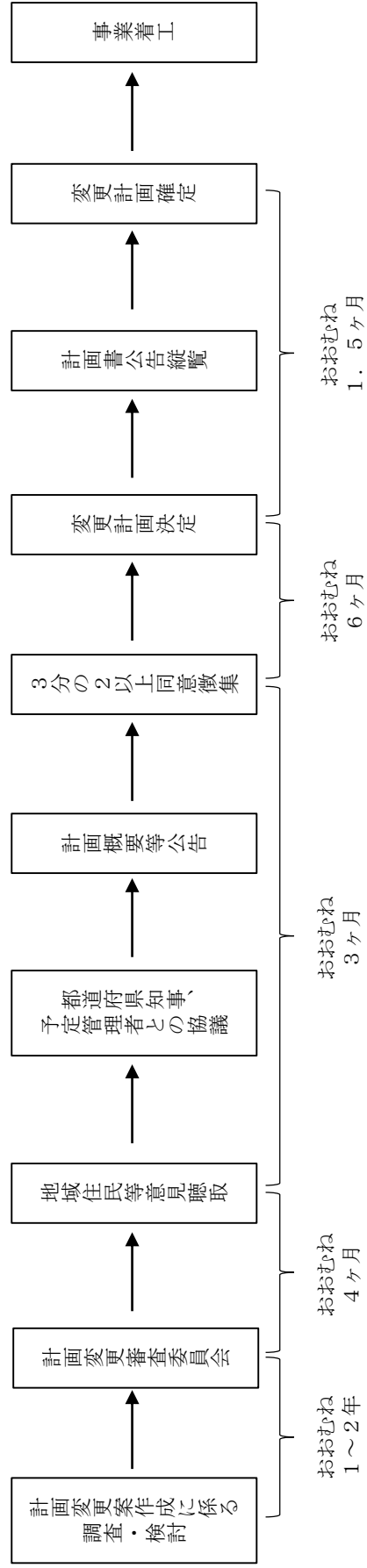
○かかんがい排水事業の実施地区における受益地からの除外手続



※当該農地が属する土地改良区において地区内からの除外に係る手続が別途必要

○事業計画の変更手続に要する期間の目安

(※手続の詳細は、HP掲載資料「国営土地改良事業計画の変更手続」を参照のこと)



30農振第2103号
平成30年10月24日

東北農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部長

国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について

「平成30年地方分権改革提案募集」において、かんがい排水事業における事業計画の変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルールの特化が提案されたところである。

これまでも、かんがい排水事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の創出等の必要が生じた場合、受益地からの除外を行ってきたところであるが、今回の提案を受けて、受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件及び変更手続並びに補助金返還等について整理したので、別紙を参考としつつ、下記事項について適切に運用されたい。

また、都道府県、市町村、土地改良区等の貴局管内関係機関に対しても、同様の対応が図られるよう周知されたい。

なお、農地を農地以外として利用する場合の手続については、農地法（昭和27年法律第229号）の規定によるため、留意されたい。

記

第1 受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件

国営かんがい排水事業等の線的整備を主とする国営土地改良事業（以下、「国営かんがい排水事業等」という。）において、受益面積の変更を要因とする土地改良事業計画の変更手続は、昭和40年12月20日付40農地C第389号（技）農林事務次官通知「国営土地改良事業計画変更取扱要領」第1の（1）に定める要件に該当する場合に行う。

第2 国営かんがい排水事業等の受益面積の変更に関する手続

- 1 土地改良事業の受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、市町村・土地改良区等に対し、当該農地を受益地から除外する旨の申出を行う。
- 2 市町村・土地改良区等は、当該農地の位置やその面積、用水配分への影響等を勘案したうえで、調整が整った場合には、遅滞なく、当該農地を受益地から除外する旨を、当該土地改良事業の実施を所管する国営事業所又は土地改良調査管理事務所（以下、「国営事業所等」という。）に報告するものとする。国営事業所等は、この報告をもって、当該農地を受益地から除外されたものと整理する。

なお、受益地からの除外を要望する者と土地改良区等との調整に当たっては、当該農地が属する土地改良区において、受益地からの除外に係る手続が別途必要となることについて留意されたい。

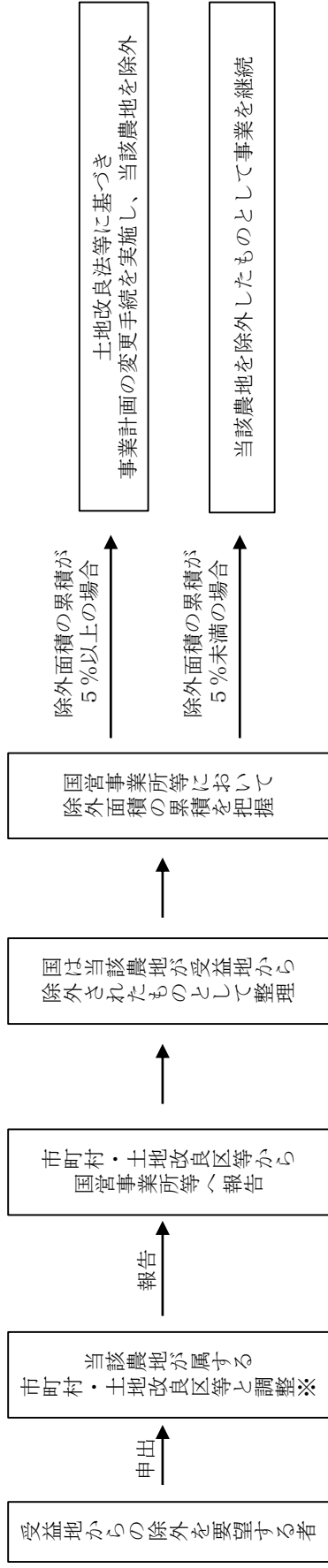
- 3 国営事業所等は、2の報告により、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%以上となることを見込まれる場合には、既に除外されたものと整理された受益地の変更に係る土地改良事業計画の変更を実施されたい。
- 4 国営事業所等は、2の報告によってもなお、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%に満たない場合には、当該農地が受益地から除外されたものとして、受益面積の変動が事業対象施設の規模等に与える影響を勘案したうえで、事業を実施するものとする。

第3 補助金の返還

事業実施中に受益地から除外した場合の補助金返還については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、受益地からのまとまった面積の除外により、改修後の施設の利用が見込まれなくなるなど、補助金等の交付目的が達成できなくなる場合には、補助金返還が生じることとなるので、補助金等の交付目的の達成に影響が生じないよう留意されたい。

なお、昭和44年5月24日44農地A第826号事務次官通知「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」及び昭和44年5月24日44農地A第827号農地局長通知「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領の制定等について」については、当該農地局長通知別紙1の2（1）ただし書により、事業実施中であっても、一部の工事が完了し、地方農政局長等がその完了の年度の翌年度から8年の期間を起算すべき旨を定めた場合には、その定めによるとされ、両通知が適用されるので、留意されたい。

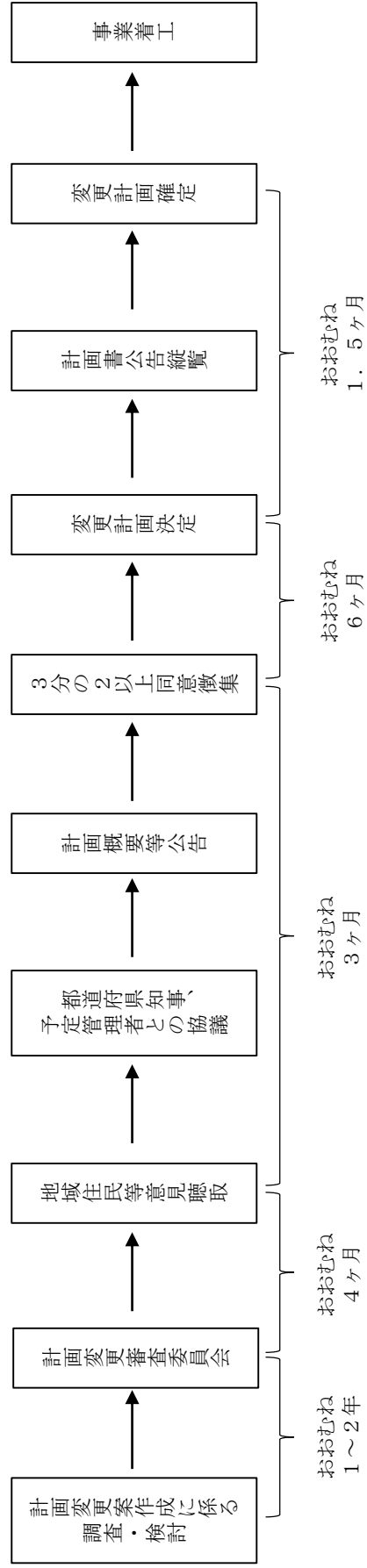
○かんがい排水事業の実施地区における受益地からの除外手続



※当該農地が属する土地改良区において地区内からの除外に係る手続が別途必要

○事業計画の変更手続に要する期間の目安

(※手続の詳細は、HP掲載資料「国営土地改良事業計画の変更手続」を参照のこと)



30農振第2103号
平成30年10月24日

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部長

国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について

「平成30年地方分権改革提案募集」において、かんがい排水事業における事業計画の変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルールが明確化が提案されたところである。

これまでも、かんがい排水事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の創出等の必要が生じた場合、受益地からの除外を行ってきたところであるが、今回の提案を受けて、受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件及び変更手続並びに補助金返還等について整理したので、別紙を参考としつつ、下記事項について適切に運用されたい。

また、都道府県、市町村、土地改良区等の貴局管内関係機関に対しても、同様の対応が図られるよう周知されたい。

なお、農地を農地以外として利用する場合の手続については、農地法（昭和27年法律第229号）の規定によるため、留意されたい。

記

第1 受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件

国営かんがい排水事業等の線的整備を主とする国営土地改良事業（以下、「国営かんがい排水事業等」という。）において、受益面積の変更を要因とする土地改良事業計画の変更手続は、昭和40年12月20日付40農地C第389号（技）農林事務次官通知「国営土地改良事業計画変更取扱要領」第1の（1）に定める要件に該当する場合に行う。

第2 国営かんがい排水事業等の受益面積の変更に関する手続

- 1 土地改良事業の受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、市町村・土地改良区等に対し、当該農地を受益地から除外する旨の申出を行う。
- 2 市町村・土地改良区等は、当該農地の位置やその面積、用水配分への影響等を勘案したうえで、調整が整った場合には、遅滞なく、当該農地を受益地から除外する旨を、当該土地改良事業の実施を所管する国営事業所又は土地改良調査管理事務所（以下、「国営事業所等」という。）に報告するものとする。国営事業所等は、この報告をもって、当該農地を受益地から除外されたものと整理する。

なお、受益地からの除外を要望する者と土地改良区等との調整に当たっては、当該農地が属する土地改良区において、受益地からの除外に係る手続が別途必要となることについて留意されたい。

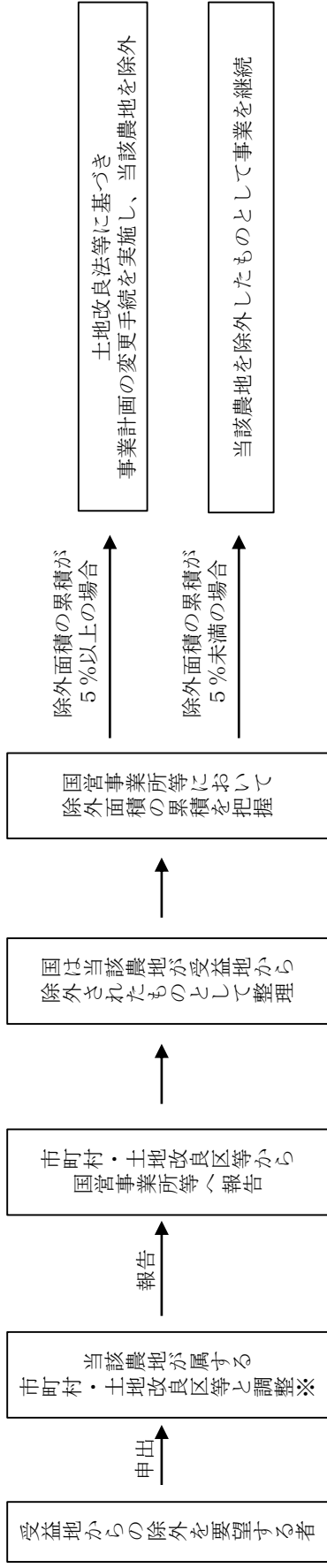
- 3 国営事業所等は、2の報告により、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%以上となることを見込まれる場合には、既に除外されたものと整理された受益地の変更に係る土地改良事業計画の変更を実施されたい。
- 4 国営事業所等は、2の報告によってもなお、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%に満たない場合には、当該農地が受益地から除外されたものとして、受益面積の変動が事業対象施設の規模等に与える影響を勘案したうえで、事業を実施するものとする。

第3 補助金の返還

事業実施中に受益地から除外した場合の補助金返還については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、受益地からのまとまった面積の除外により、改修後の施設の利用が見込まれなくなるなど、補助金等の交付目的が達成できなくなる場合には、補助金返還が生じることとなるので、補助金等の交付目的の達成に影響が生じないよう留意されたい。

なお、昭和44年5月24日44農地A第826号事務次官通知「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」及び昭和44年5月24日44農地A第827号農地局長通知「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領の制定等について」については、当該農地局長通知別紙1の2（1）ただし書により、事業実施中であっても、一部の工事が完了し、地方農政局長等がその完了の年度の翌年度から8年の期間を起算すべき旨を定めた場合には、その定めによるとされ、両通知が適用されるので、留意されたい。

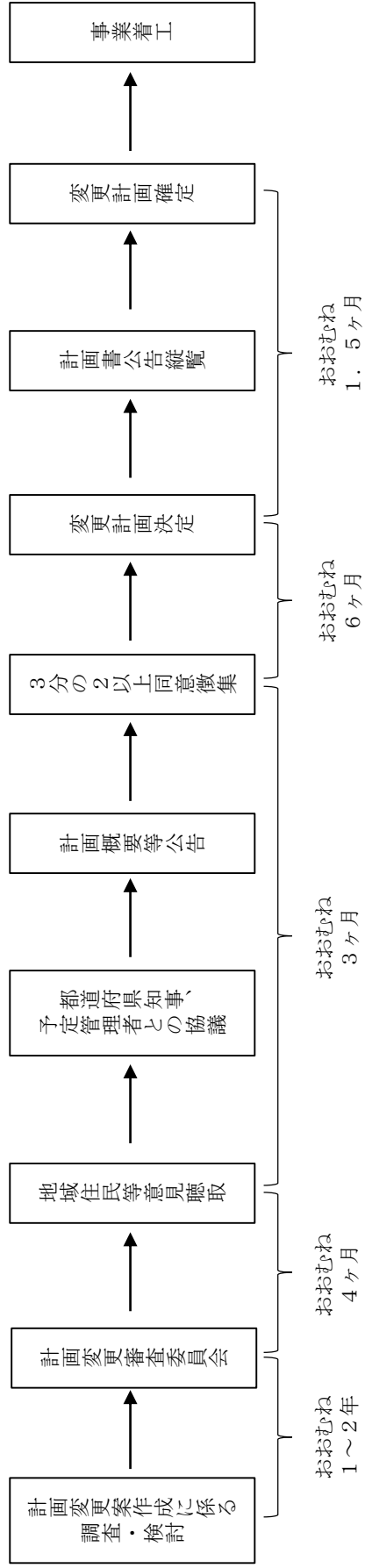
○かんがい排水事業の実施地区における受益地からの除外手続



※当該農地が属する土地改良区において地区内からの除外に係る手続が別途必要

○事業計画の変更手続に要する期間の目安

(※手続の詳細は、HP掲載資料「国営土地改良事業計画の変更手続」を参照のこと)



30農振第2103号
平成30年10月24日

北陸農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部長

国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について

「平成30年地方分権改革提案募集」において、かんがい排水事業における事業計画の変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルールの特化が提案されたところである。

これまでも、かんがい排水事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の創出等の必要が生じた場合、受益地からの除外を行ってきたところであるが、今回の提案を受けて、受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件及び変更手続並びに補助金返還等について整理したので、別紙を参考としつつ、下記事項について適切に運用されたい。

また、都道府県、市町村、土地改良区等の貴局管内関係機関に対しても、同様の対応が図られるよう周知されたい。

なお、農地を農地以外として利用する場合の手続については、農地法（昭和27年法律第229号）の規定によるため、留意されたい。

記

第1 受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件

国営かんがい排水事業等の線的整備を主とする国営土地改良事業（以下、「国営かんがい排水事業等」という。）において、受益面積の変更を要因とする土地改良事業計画の変更手続は、昭和40年12月20日付40農地C第389号（技）農林事務次官通知「国営土地改良事業計画変更取扱要領」第1の（1）に定める要件に該当する場合に行う。

第2 国営かんがい排水事業等の受益面積の変更に関する手続

- 1 土地改良事業の受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、市町村・土地改良区等に対し、当該農地を受益地から除外する旨の申出を行う。
- 2 市町村・土地改良区等は、当該農地の位置やその面積、用水配分への影響等を勘案したうえで、調整が整った場合には、遅滞なく、当該農地を受益地から除外する旨を、当該土地改良事業の実施を所管する国営事業所又は土地改良調査管理事務所（以下、「国営事業所等」という。）に報告するものとする。国営事業所等は、この報告をもって、当該農地を受益地から除外されたものと整理する。

なお、受益地からの除外を要望する者と土地改良区等との調整に当たっては、当該農地が属する土地改良区において、受益地からの除外に係る手続が別途必要となることについて留意されたい。

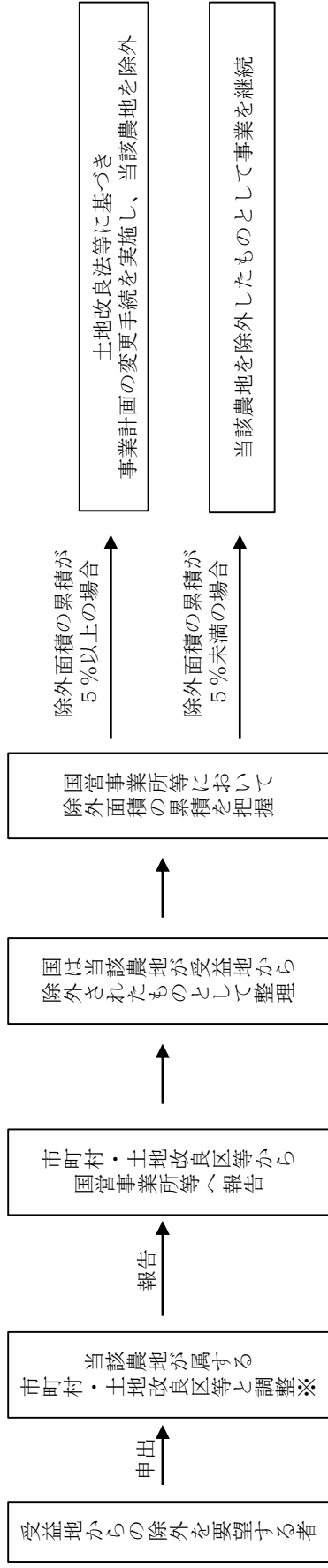
- 3 国営事業所等は、2の報告により、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%以上となることを見込まれる場合には、既に除外されたものと整理された受益地の変更に係る土地改良事業計画の変更を実施されたい。
- 4 国営事業所等は、2の報告によってもなお、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%に満たない場合には、当該農地が受益地から除外されたものとして、受益面積の変動が事業対象施設の規模等に与える影響を勘案したうえで、事業を実施するものとする。

第3 補助金の返還

事業実施中に受益地から除外した場合の補助金返還については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、受益地からのまとまった面積の除外により、改修後の施設の利用が見込まれなくなるなど、補助金等の交付目的が達成できなくなる場合には、補助金返還が生じることとなるので、補助金等の交付目的の達成に影響が生じないよう留意されたい。

なお、昭和44年5月24日44農地A第826号事務次官通知「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」及び昭和44年5月24日44農地A第827号農地局長通知「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領の制定等について」については、当該農地局長通知別紙1の2（1）ただし書により、事業実施中であっても、一部の工事が完了し、地方農政局長等がその完了の年度の翌年度から8年の期間を起算すべき旨を定めた場合には、その定めによるとされ、両通知が適用されるので、留意されたい。

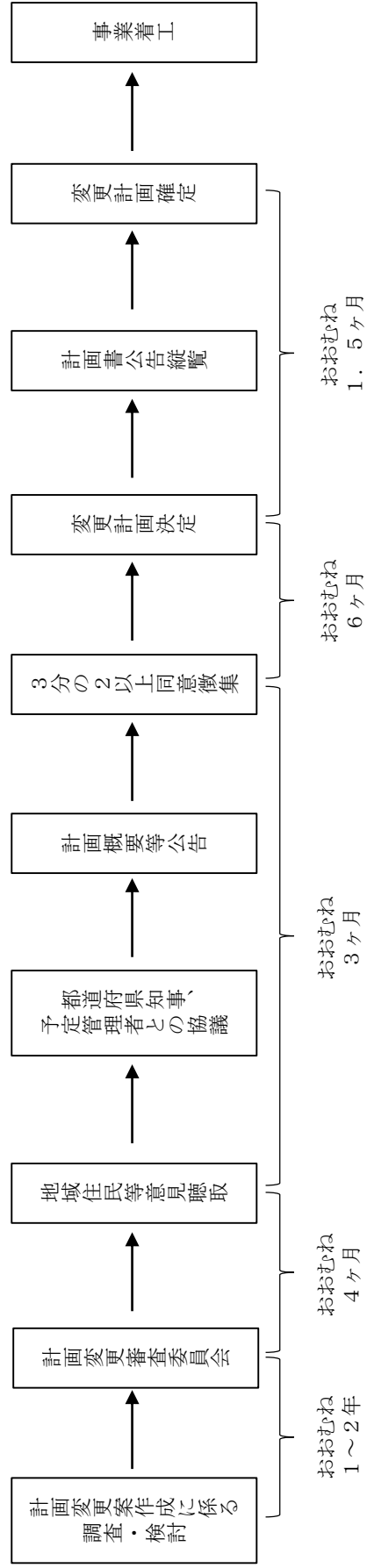
○かんがい排水事業の実施地区における受益地からの除外手続



※当該農地が属する土地改良区において地区内からの除外に係る手続が別途必要

○事業計画の変更手続に要する期間の目安

(※手続の詳細は、HP掲載資料「国営土地改良事業計画の変更手続」を参照のこと)



30農振第2103号
平成30年10月24日

東海農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部長

国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について

「平成30年地方分権改革提案募集」において、かんがい排水事業における事業計画の変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルールの特化が提案されたところである。

これまでも、かんがい排水事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の創出等の必要が生じた場合、受益地からの除外を行ってきたところであるが、今回の提案を受けて、受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件及び変更手続並びに補助金返還等について整理したので、別紙を参考としつつ、下記事項について適切に運用されたい。

また、都道府県、市町村、土地改良区等の貴局管内関係機関に対しても、同様の対応が図られるよう周知されたい。

なお、農地を農地以外として利用する場合の手続については、農地法（昭和27年法律第229号）の規定によるため、留意されたい。

記

第1 受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件

国営かんがい排水事業等の線的整備を主とする国営土地改良事業（以下、「国営かんがい排水事業等」という。）において、受益面積の変更を要因とする土地改良事業計画の変更手続は、昭和40年12月20日付40農地C第389号（技）農林事務次官通知「国営土地改良事業計画変更取扱要領」第1の（1）に定める要件に該当する場合に行う。

第2 国営かんがい排水事業等の受益面積の変更に関する手続

- 1 土地改良事業の受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、市町村・土地改良区等に対し、当該農地を受益地から除外する旨の申出を行う。
- 2 市町村・土地改良区等は、当該農地の位置やその面積、用水配分への影響等を勘案したうえで、調整が整った場合には、遅滞なく、当該農地を受益地から除外する旨を、当該土地改良事業の実施を所管する国営事業所又は土地改良調査管理事務所（以下、「国営事業所等」という。）に報告するものとする。国営事業所等は、この報告をもって、当該農地を受益地から除外されたものと整理する。

なお、受益地からの除外を要望する者と土地改良区等との調整に当たっては、当該農地が属する土地改良区において、受益地からの除外に係る手続が別途必要となることについて留意されたい。

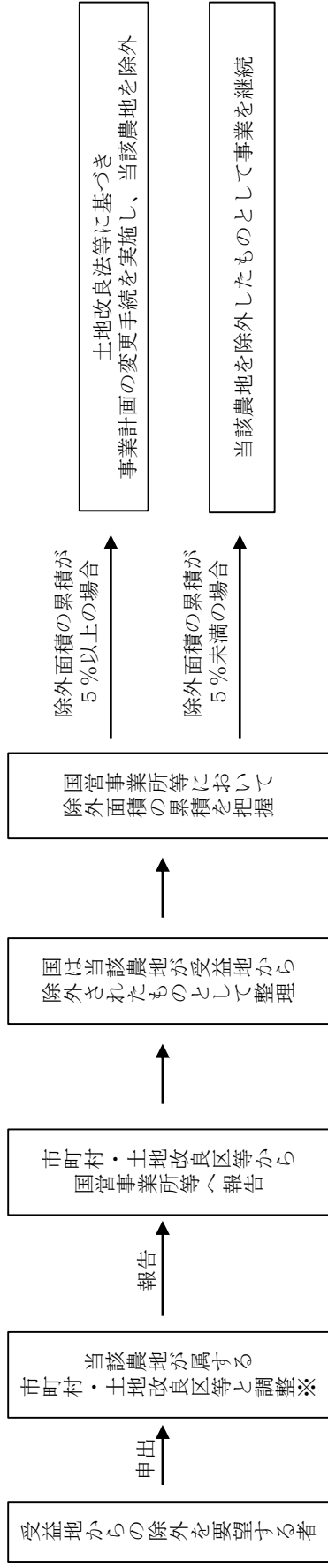
- 3 国営事業所等は、2の報告により、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%以上となることを見込まれる場合には、既に除外されたものと整理された受益地の変更に係る土地改良事業計画の変更を実施されたい。
- 4 国営事業所等は、2の報告によってもなお、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%に満たない場合には、当該農地が受益地から除外されたものとして、受益面積の変動が事業対象施設の規模等に与える影響を勘案したうえで、事業を実施するものとする。

第3 補助金の返還

事業実施中に受益地から除外した場合の補助金返還については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、受益地からのまとまった面積の除外により、改修後の施設の利用が見込まれなくなるなど、補助金等の交付目的が達成できなくなる場合には、補助金返還が生じることとなるので、補助金等の交付目的の達成に影響が生じないよう留意されたい。

なお、昭和44年5月24日44農地A第826号事務次官通知「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」及び昭和44年5月24日44農地A第827号農地局長通知「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領の制定等について」については、当該農地局長通知別紙1の2（1）ただし書により、事業実施中であっても、一部の工事が完了し、地方農政局長等がその完了の年度の翌年度から8年の期間を起算すべき旨を定めた場合には、その定めによるとされ、両通知が適用されるので、留意されたい。

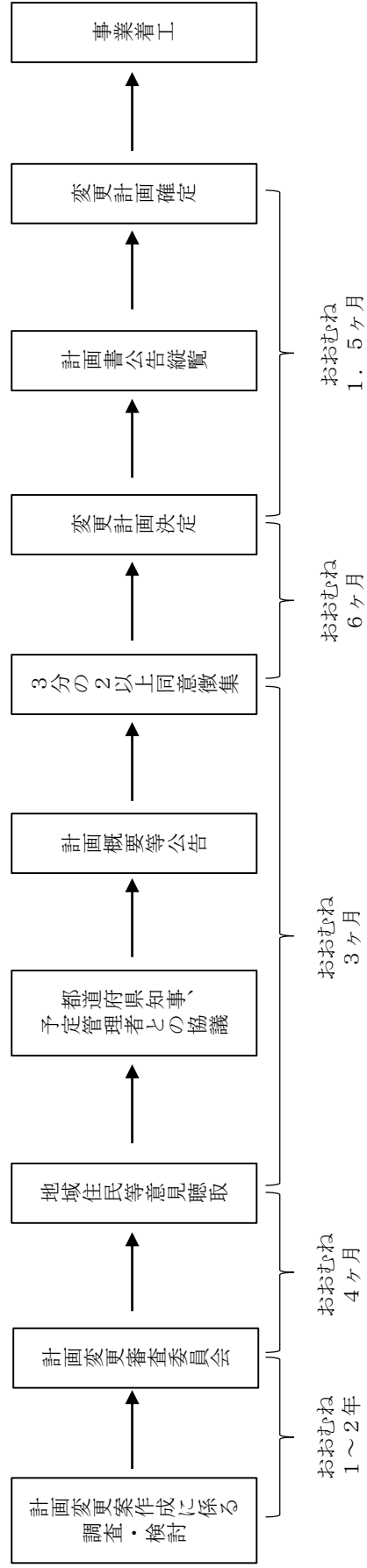
○かんがい排水事業の実施地区における受益地からの除外手続



※当該農地が属する土地改良区において地区内からの除外に係る手続が別途必要

○事業計画の変更手続に要する期間の目安

(※手続の詳細は、HP掲載資料「国営土地改良事業計画の変更手続」を参照のこと)



30農振第2103号
平成30年10月24日

近畿農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部長

国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について

「平成30年地方分権改革提案募集」において、かんがい排水事業における事業計画の変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール明確化が提案されたところである。

これまでも、かんがい排水事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の創出等の必要が生じた場合、受益地からの除外を行ってきたところであるが、今回の提案を受けて、受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件及び変更手続並びに補助金返還等について整理したので、別紙を参考としつつ、下記事項について適切に運用されたい。

また、都道府県、市町村、土地改良区等の貴局管内関係機関に対しても、同様の対応が図られるよう周知されたい。

なお、農地を農地以外として利用する場合の手続については、農地法（昭和27年法律第229号）の規定によるため、留意されたい。

記

第1 受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件

国営かんがい排水事業等の線的整備を主とする国営土地改良事業（以下、「国営かんがい排水事業等」という。）において、受益面積の変更を要因とする土地改良事業計画の変更手続は、昭和40年12月20日付40農地C第389号（技）農林事務次官通知「国営土地改良事業計画変更取扱要領」第1の（1）に定める要件に該当する場合に行う。

第2 国営かんがい排水事業等の受益面積の変更に関する手続

- 1 土地改良事業の受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、市町村・土地改良区等に対し、当該農地を受益地から除外する旨の申出を行う。
- 2 市町村・土地改良区等は、当該農地の位置やその面積、用水配分への影響等を勘案したうえで、調整が整った場合には、遅滞なく、当該農地を受益地から除外する旨を、当該土地改良事業の実施を所管する国営事業所又は土地改良調査管理事務所（以下、「国営事業所等」という。）に報告するものとする。国営事業所等は、この報告をもって、当該農地を受益地から除外されたものと整理する。

なお、受益地からの除外を要望する者と土地改良区等との調整に当たっては、当該農地が属する土地改良区において、受益地からの除外に係る手続が別途必要となることについて留意されたい。

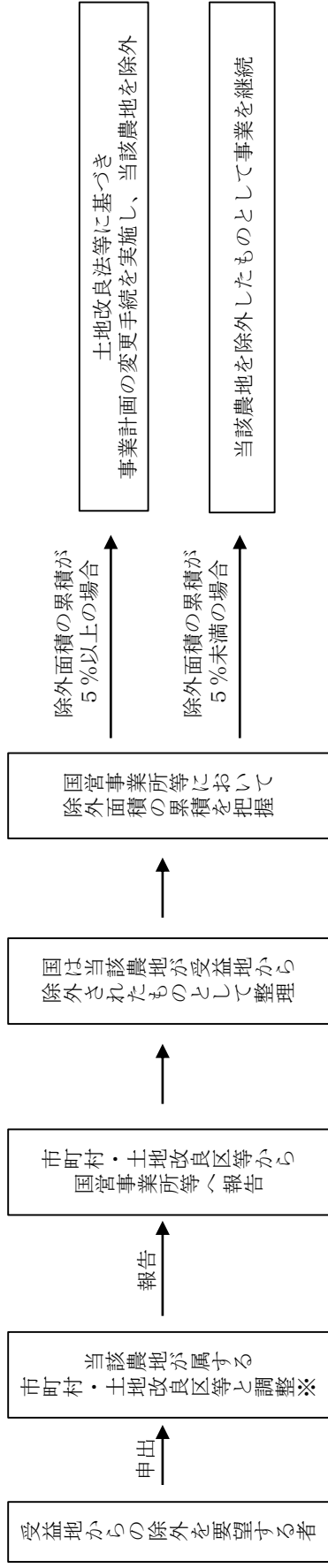
- 3 国営事業所等は、2の報告により、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%以上となることを見込まれる場合には、既に除外されたものと整理された受益地の変更に係る土地改良事業計画の変更を実施されたい。
- 4 国営事業所等は、2の報告によってもなお、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%に満たない場合には、当該農地が受益地から除外されたものとして、受益面積の変動が事業対象施設の規模等に与える影響を勘案したうえで、事業を実施するものとする。

第3 補助金の返還

事業実施中に受益地から除外した場合の補助金返還については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、受益地からのまとまった面積の除外により、改修後の施設の利用が見込まれなくなるなど、補助金等の交付目的が達成できなくなる場合には、補助金返還が生じることとなるので、補助金等の交付目的の達成に影響が生じないよう留意されたい。

なお、昭和44年5月24日44農地A第826号事務次官通知「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」及び昭和44年5月24日44農地A第827号農地局長通知「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領の制定等について」については、当該農地局長通知別紙1の2（1）ただし書により、事業実施中であっても、一部の工事が完了し、地方農政局長等がその完了の年度の翌年度から8年の期間を起算すべき旨を定めた場合には、その定めによるとされ、両通知が適用されるので、留意されたい。

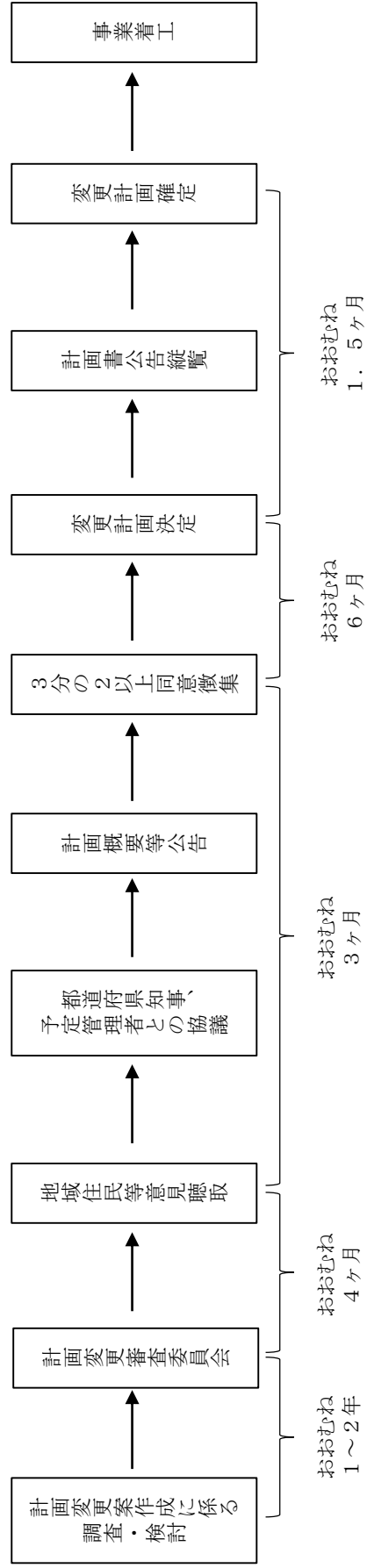
○かんがい排水事業の実施地区における受益地からの除外手続



※当該農地が属する土地改良区において地区内からの除外に係る手続が別途必要

○事業計画の変更手続に要する期間の目安

(※手続の詳細は、HP掲載資料「国営土地改良事業計画の変更手続」を参照のこと)



30農振第2103号
平成30年10月24日

中国四国農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部長

国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について

「平成30年地方分権改革提案募集」において、かんがい排水事業における事業計画の変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルールの特化が提案されたところである。

これまでも、かんがい排水事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の創出等の必要が生じた場合、受益地からの除外を行ってきたところであるが、今回の提案を受けて、受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件及び変更手続並びに補助金返還等について整理したので、別紙を参考としつつ、下記事項について適切に運用されたい。

また、都道府県、市町村、土地改良区等の貴局管内関係機関に対しても、同様の対応が図られるよう周知されたい。

なお、農地を農地以外として利用する場合の手続については、農地法（昭和27年法律第229号）の規定によるため、留意されたい。

記

第1 受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件

国営かんがい排水事業等の線的整備を主とする国営土地改良事業（以下、「国営かんがい排水事業等」という。）において、受益面積の変更を要因とする土地改良事業計画の変更手続は、昭和40年12月20日付40農地C第389号（技）農林事務次官通知「国営土地改良事業計画変更取扱要領」第1の（1）に定める要件に該当する場合に行う。

第2 国営かんがい排水事業等の受益面積の変更に関する手続

- 1 土地改良事業の受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、市町村・土地改良区等に対し、当該農地を受益地から除外する旨の申出を行う。
- 2 市町村・土地改良区等は、当該農地の位置やその面積、用水配分への影響等を勘案したうえで、調整が整った場合には、遅滞なく、当該農地を受益地から除外する旨を、当該土地改良事業の実施を所管する国営事業所又は土地改良調査管理事務所（以下、「国営事業所等」という。）に報告するものとする。国営事業所等は、この報告をもって、当該農地を受益地から除外されたものと整理する。

なお、受益地からの除外を要望する者と土地改良区等との調整に当たっては、当該農地が属する土地改良区において、受益地からの除外に係る手続が別途必要となることについて留意されたい。

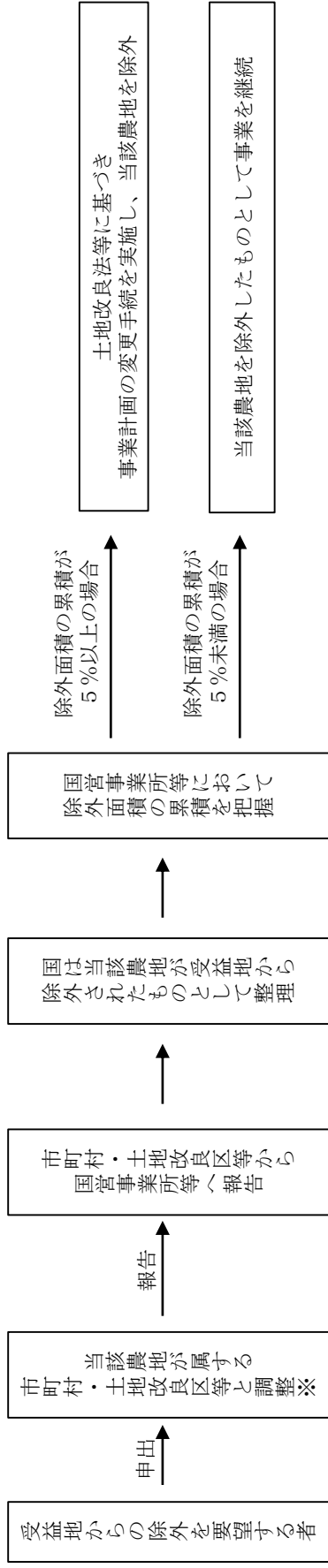
- 3 国営事業所等は、2の報告により、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%以上となることを見込まれる場合には、既に除外されたものと整理された受益地の変更に係る土地改良事業計画の変更を実施されたい。
- 4 国営事業所等は、2の報告によってもなお、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%に満たない場合には、当該農地が受益地から除外されたものとして、受益面積の変動が事業対象施設の規模等に与える影響を勘案したうえで、事業を実施するものとする。

第3 補助金の返還

事業実施中に受益地から除外した場合の補助金返還については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、受益地からのまとまった面積の除外により、改修後の施設の利用が見込まれなくなるなど、補助金等の交付目的が達成できなくなる場合には、補助金返還が生じることとなるので、補助金等の交付目的の達成に影響が生じないよう留意されたい。

なお、昭和44年5月24日44農地A第826号事務次官通知「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」及び昭和44年5月24日44農地A第827号農地局長通知「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領の制定等について」については、当該農地局長通知別紙1の2（1）ただし書により、事業実施中であっても、一部の工事が完了し、地方農政局長等がその完了の年度の翌年度から8年の期間を起算すべき旨を定めた場合には、その定めによるとされ、両通知が適用されるので、留意されたい。

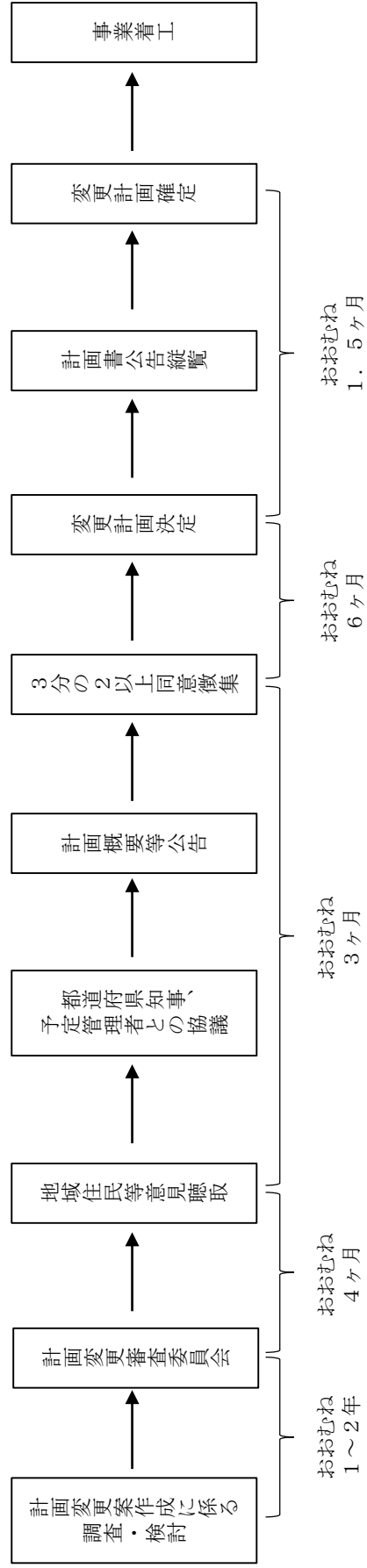
○かんがい排水事業の実施地区における受益地からの除外手続



※当該農地が属する土地改良区において地区内からの除外に係る手続が別途必要

○事業計画の変更手続に要する期間の目安

(※手続の詳細は、HP掲載資料「国営土地改良事業計画の変更手続」を参照のこと)



30農振第2103号
平成30年10月24日

九州農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部長

国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について

「平成30年地方分権改革提案募集」において、かんがい排水事業における事業計画の変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール明確化が提案されたところである。

これまでも、かんがい排水事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の創出等の必要が生じた場合、受益地からの除外を行ってきたところであるが、今回の提案を受けて、受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件及び変更手続並びに補助金返還等について整理したので、別紙を参考としつつ、下記事項について適切に運用されたい。

また、都道府県、市町村、土地改良区等の貴局管内関係機関に対しても、同様の対応が図られるよう周知されたい。

なお、農地を農地以外として利用する場合の手続については、農地法（昭和27年法律第229号）の規定によるため、留意されたい。

記

第1 受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件

国営かんがい排水事業等の線的整備を主とする国営土地改良事業（以下、「国営かんがい排水事業等」という。）において、受益面積の変更を要因とする土地改良事業計画の変更手続は、昭和40年12月20日付40農地C第389号（技）農林事務次官通知「国営土地改良事業計画変更取扱要領」第1の（1）に定める要件に該当する場合に行う。

第2 国営かんがい排水事業等の受益面積の変更に関する手続

- 1 土地改良事業の受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、市町村・土地改良区等に対し、当該農地を受益地から除外する旨の申出を行う。
- 2 市町村・土地改良区等は、当該農地の位置やその面積、用水配分への影響等を勘案したうえで、調整が整った場合には、遅滞なく、当該農地を受益地から除外する旨を、当該土地改良事業の実施を所管する国営事業所又は土地改良調査管理事務所（以下、「国営事業所等」という。）に報告するものとする。国営事業所等は、この報告をもって、当該農地を受益地から除外されたものと整理する。

なお、受益地からの除外を要望する者と土地改良区等との調整に当たっては、当該農地が属する土地改良区において、受益地からの除外に係る手続が別途必要となることについて留意されたい。

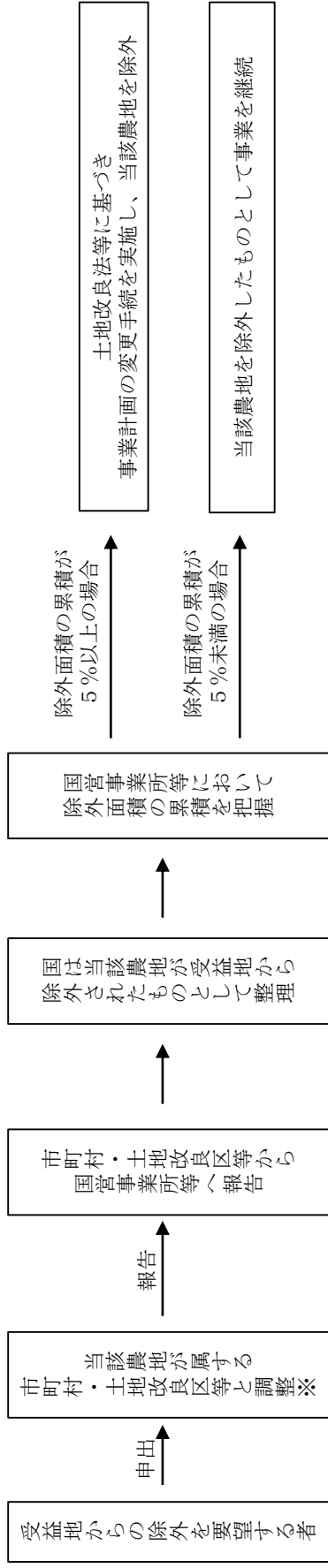
- 3 国営事業所等は、2の報告により、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%以上となることを見込まれる場合には、既に除外されたものと整理された受益地の変更に係る土地改良事業計画の変更を実施されたい。
- 4 国営事業所等は、2の報告によってもなお、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%に満たない場合には、当該農地が受益地から除外されたものとして、受益面積の変動が事業対象施設の規模等に与える影響を勘案したうえで、事業を実施するものとする。

第3 補助金の返還

事業実施中に受益地から除外した場合の補助金返還については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、受益地からのまとまった面積の除外により、改修後の施設の利用が見込まれなくなるなど、補助金等の交付目的が達成できなくなる場合には、補助金返還が生じることとなるので、補助金等の交付目的の達成に影響が生じないよう留意されたい。

なお、昭和44年5月24日44農地A第826号事務次官通知「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」及び昭和44年5月24日44農地A第827号農地局長通知「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領の制定等について」については、当該農地局長通知別紙1の2（1）ただし書により、事業実施中であっても、一部の工事が完了し、地方農政局長等がその完了の年度の翌年度から8年の期間を起算すべき旨を定めた場合には、その定めによるとされ、両通知が適用されるので、留意されたい。

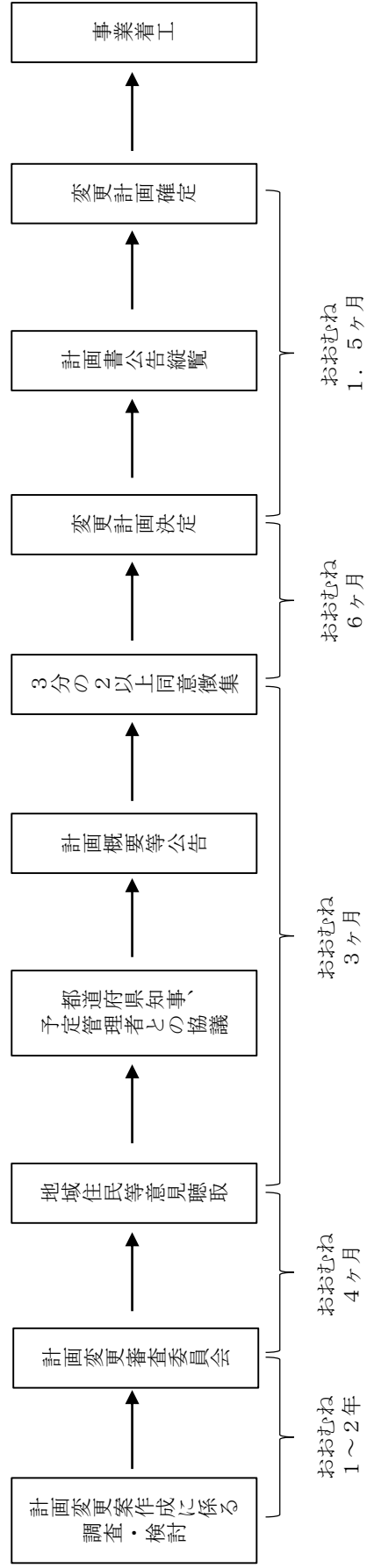
○かかんがい排水事業の実施地区における受益地からの除外手続



※当該農地が属する土地改良区において地区内からの除外に係る手続が別途必要

○事業計画の変更手続に要する期間の目安

(※手続の詳細は、HP掲載資料「国営土地改良事業計画の変更手続」を参照のこと)



30農振第2103号
平成30年10月24日

沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農村振興局整備部長

国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について

「平成30年地方分権改革提案募集」において、かんがい排水事業における事業計画の変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール明確化が提案されたところである。

これまでも、かんがい排水事業実施期間中に、社会情勢の変化等により産業用地の創出等の必要が生じた場合、受益地からの除外を行ってきたところであるが、今回の提案を受けて、受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件及び変更手続並びに補助金返還等について整理したので、別紙を参考としつつ、下記事項について適切に運用されたい。

また、都道府県、市町村、土地改良区等の貴局管内関係機関に対しても、同様の対応が図られるよう周知されたい。

なお、農地を農地以外として利用する場合の手続については、農地法（昭和27年法律第229号）の規定によるため、留意されたい。

記

第1 受益面積に係る土地改良事業計画の変更要件

国営かんがい排水事業等の線的整備を主とする国営土地改良事業（以下、「国営かんがい排水事業等」という。）において、受益面積の変更を要因とする土地改良事業計画の変更手続は、昭和40年12月20日付40農地C第389号（技）農林事務次官通知「国営土地改良事業計画変更取扱要領」第1の（1）に定める要件に該当する場合に行う。

第2 国営かんがい排水事業等の受益面積の変更に関する手続

- 1 土地改良事業の受益地からの除外を行う場合には、受益地からの除外を要望する者が、市町村・土地改良区等に対し、当該農地を受益地から除外する旨の申出を行う。
- 2 市町村・土地改良区等は、当該農地の位置やその面積、用水配分への影響等を勘案したうえで、調整が整った場合には、遅滞なく、当該農地を受益地から除外する旨を、当該土地改良事業の実施を所管する国営事業所又は土地改良調査管理事務所（以下、「国営事業所等」という。）に報告するものとする。国営事業所等は、この報告をもって、当該農地を受益地から除外されたものと整理する。

なお、受益地からの除外を要望する者と土地改良区等との調整に当たっては、当該農地が属する土地改良区において、受益地からの除外に係る手続が別途必要となることについて留意されたい。

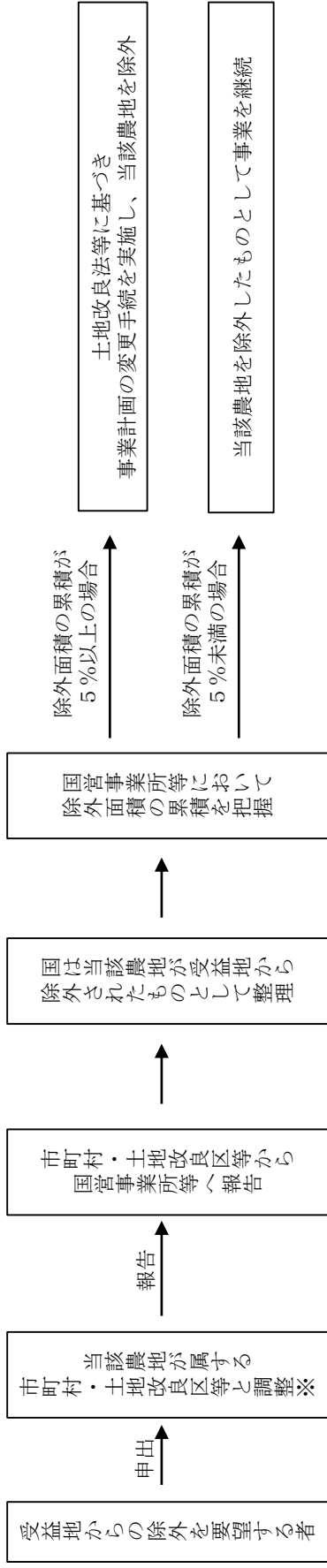
- 3 国営事業所等は、2の報告により、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%以上となることを見込まれる場合には、既に除外されたものと整理された受益地の変更に係る土地改良事業計画の変更を実施されたい。
- 4 国営事業所等は、2の報告によってもなお、受益地からの除外面積の累積が受益面積の5%に満たない場合には、当該農地が受益地から除外されたものとして、受益面積の変動が事業対象施設の規模等に与える影響を勘案したうえで、事業を実施するものとする。

第3 補助金の返還

事業実施中に受益地から除外した場合の補助金返還については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、受益地からのまとまった面積の除外により、改修後の施設の利用が見込まれなくなるなど、補助金等の交付目的が達成できなくなる場合には、補助金返還が生じることとなるので、補助金等の交付目的の達成に影響が生じないよう留意されたい。

なお、昭和44年5月24日44農地A第826号事務次官通知「土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について」及び昭和44年5月24日44農地A第827号農地局長通知「一般土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置要領の制定等について」については、当該農地局長通知別紙1の2（1）ただし書により、事業実施中であっても、一部の工事が完了し、地方農政局長等がその完了の年度の翌年度から8年の期間を起算すべき旨を定めた場合には、その定めによるとされ、両通知が適用されるので、留意されたい。

○かかんがい排水事業の実施地区における受益地からの除外手続



※当該農地が属する土地改良区において地区内からの除外に係る手続が別途必要

○事業計画の変更手続に要する期間の目安

(※手続の詳細は、HP掲載資料「国営土地改良事業計画の変更手続」を参照のこと)

